

○近江八幡市建設工事請負契約に係る最低制限価格の試行に関する要領

平成27年10月14日

告示第200号

改正 平成31年3月7日告示第49号

令和元年7月1日告示第53号

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の適正な見積価格での契約を確保するため、近江八幡市が発注する建設工事を入札に付して契約を締結しようとする場合において、近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領（平成27年近江八幡市告示第60号）第3条の規定にかかわらず、対象となる工事の最低制限価格の算出について試行的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平31告示49・一部改正)

(対象)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、建設工事のうち設計金額130万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の解体工事とする。ただし、近江八幡市建設工事契約審査会が認めた場合は、この限りでない。

(最低制限価格等の算出方法等)

第3条 対象工事の最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の5から10分の9までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平 3 1 告 示 4 9 ・ 令 元 告 示 5 3 ・ 一 部 改 正)

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、告示の日から施行する。

付 則 (平成 3 1 年 告 示 第 4 9 号)

(施行期日)

1 この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事請負契約に係る最低制限価格の試行に関する要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年告示第 5 3 号)

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事請負契約に係る最低制限価格の試行に関する要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。